

都道府県におけるクロスボウ（ボウガン）の有害玩具等指定状況

◎ 有害玩具等指定済都道府県
27県

個別指定 23 県（茨城、栃木、埼玉、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、愛媛、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）
包括指定 4 県（三重、広島、福岡、大分）

● 指定状況

※  は、令和2年度に指定

(1) 個別指定（構造表記「銃型の弓」）【4県】

	都道府県	指定状況	種類・名称	指定日	構造	機能
1	岐阜	個別	クロスボウ	R2.8.13	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるものであって、当該クロスボウ用の矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から 50cm の距離において、0.686J/cm ² （ジュール毎平方センチメートル）以上を有するもの	
2	奈良	個別	クロスボウ	R2.6.29	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端から 1m の距離で 0.05 kg f・m/cm ² 以上のもの
3	徳島	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.7.22	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から五〇センチメートルの距離で〇・〇七重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	
4	長崎	個別	クロスボウ	R2.9.18	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させるもの。	当該クロスボウから発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端から 50 センチメートルの距離で 0.7 J/cm ² （ジュール毎平方センチメートル）以上のもの。

(2) 個別指定（構造表記「洋弓を銃型に改造」）【15県】

	都道府県	指定状況	種類・名称	指定日	構造	機能
1	茨城	個別	器具・クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	H27.7.2	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
2	栃木	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.8.21	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの 当該クロスボウに矢を装てんし発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装てん時の矢端から 50 cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	
3	新潟	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.9.15	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
4	富山	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.8.24	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装てんし、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
5	福井	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.8.5	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
6	静岡	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	H13.1.18	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
7	滋賀	個別	がん具類、ボウガン （銃砲型近代洋弓）	S60.8.6	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物	
8	兵庫	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.6.5	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発砲させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から 50 cm の距離で 0.07 kg f・m/cm ² 以上のもの
9	和歌山	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.6.18	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から 50 cm の距離で 0.07 kg f・m/cm ² 以上のもの	
10.	鳥取	個別	銃砲型近代洋弓 （ボウガン、クロスボウ）	R2.7.31	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	
11	島根	個別	ボウガン （銃砲型近代洋弓）	S60.6.11	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物	
12	岡山	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.6.19	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から 50 cm の距離で 0.07 kg f・m/cm ² 以上のもの
13	宮崎	個別	ボウガン （BOW-GUN）	S60.5.24	洋弓を銃砲型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっているもの	
14	鹿児島	個別	クロスボウ （銃砲型近代洋弓）	R2.8.25	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	
15	沖縄	個別	ボウガン （銃砲型近代洋弓）	S60.5.14	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物	

(3) 個別指定（その他）【4県】

	都道府県	指定状況	種類・名称	指定日	構造	機能
1	埼玉	個別	銃砲型近代洋弓 (クロスボウ)	R2.9.18	銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっている洋弓で、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から 50 センチメートルの距離で 0.07 重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	
2	石川	個別	銃砲型近代洋弓銃 (ポウガン、クロスボウ等)	H25.12.18	弦に引っ掛けた矢を銃同様に引き金で発射する装置	当該銃砲型近代洋弓の矢を装てんし、発射した場合において、発射矢の有する単位面積当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から 1m の距離で 0.05kgf・m/cm ² (重量キログラムメートル毎平方センチメートル) 以上を有するもの ※射角度水平で矢を発射した場合において、おおむね装てん時の矢の先端から 3m の距離にある四隅を支えた状態の新聞紙 5 枚以上を貫通する威力を有するものである
3	愛媛	個別	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	R2.8.21	銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させる機能を有するもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から 50cm の距離で 0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	
4	熊本	個別	パーネット・クロスボウ	S59.12.13	COMANDO (全長 87cm、全幅 65cm、特徴スリング使用可軽量アルミ製フレーム) SUPREME (全長 78cm、全幅 65cm、特徴シュラウド装備)	WILDCAT (全長 77cm、全幅 65cm、特徴コッキングレバー使用可) PANZER (全長 76cm、全幅 65cm、特徴スリング付軽量アルミ製フレーム)

(4) 包括指定【4県】

	都道府県	指定状況	種類・名称	指定日	構造	機能
1	三重	包括	—	H8.10.1	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴムその他の反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める機能を有するもの 【規則】当該がん具類用の弾丸、矢その他これらに類するもの(以下「弾丸等」という。)を装てんし、発射した場合において発射時に 0.49 ジュール毎平方センチメートル(弾丸等を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から 3メートルの距離にある四隅を支えた新聞紙 5 枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができるものとする	
2	広島	包括	—	H14.4.1	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるもので、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの 【規則】当該がん具刃物類用の弾丸、矢その他これらに類するもの(以下「弾丸等」という。)を装てんし、発射した場合において、当該弾丸等の有するエネルギーが 0.8 ジュール毎平方センチメートル(水平射角で弾丸等を発射した場合に、銃口から 3メートルの距離にある四隅を固定した新聞紙 7 枚を貫通する威力)以上を有するもの	
3	福岡	包括	—	H9.7.1	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める構造又は機能を有するもの 【規則】発射物として矢を、その矢を飛ばす力として弓を用い、弾道を安定させるために、弓の固定、弦の保持及び矢の安定保持を機械化した、照準器と引金を有するもの	
4	大分	包括	—	H8	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める機能を有するもの 【規則】発射時に 0.05 キログラムメートル毎平方センチメートル(弾丸、矢その他これらに類するもの(以下「弾丸等」という。))を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から 3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙 5 枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする	